○経済産業大臣臨時代理
　国務大臣　細野　豪志
経済産業大臣枝野幸男海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　細野　豪志
内閣府特命担当大臣枝野幸男海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を命ずる
○農林水産大臣臨時代理解職
　同　前田　武志
農林水産大臣鹿野道彦帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　安住　淳
内閣府特命担当大臣自見庄三郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融担当）事務代理を免ずる（以上十月八日）
　国務大臣　中川　正春
内閣府特命担当大臣古川元久帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当及び科学技術政策担当）事務代理を免ずる（十月九日）
　国務大臣　一川　保夫
国家公安委員会委員長山岡賢次海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる
　同　一川　保夫
内閣府特命担当大臣山岡賢次海外出張不在中内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）事務代理を命ずる
（経済産業省大臣官房審議官（大臣官房担当））経済産業事務官　井上　宏司
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室審議官を命ずる（以上十月十日）
○外務大臣臨時代理
　国務大臣　藤村　修
外務大臣玄葉光一郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
　同　細野　豪志
経済産業大臣枝野幸男帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
　同　細野　豪志
内閣府特命担当大臣枝野幸男帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構担当）事務代理を免ずる
　特命全権大使　竹内　春久
在沖縄米軍の諸活動等に関する在沖縄米軍との交渉を行い、及びこれに関連するアメリカ合衆国政府との交渉に参加するための日本政府代表を命ずる（以上十月十一日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　塚越　保祐
関税局長兼税関研修所長柴生田敦夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（十月十日）

農林水産省

三輪睿太郎
農林水産技術会議会長に任命する（十月十一日）

皇室事項

行幸啓御日程
天皇皇后両陛下の山梨県へ行幸啓の御日程は、次のとおりである。
第一日　十一月十三日
皇居（坂下門）御出門
東京駅御発
甲府駅御着
山梨県庁
山梨県立県民文化ホール
お泊所　常磐ホテル
第二日　十一月十四日
山梨県立武田の杜保健休養林
常磐ホテル
甲府駅御発
東京駅御着
還幸啓

御祝電
天皇皇后両陛下は、ブータン国国王陛下の御結婚につき、十月十二日同陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免
大阪法務局所属公証人藤田清臣は願により公証人を免ぜられた。
白石研二は公証人に任命され、大阪法務局所属公証人藤田清臣の後任を命ぜられた。（以上十月六日）（法務省）

通運

海事補佐人の登録、登録抹消
海事補佐人の登録及び登録抹消を次のとおりしたから、海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）第三十条の規定により公示する。
平成二十三年十月十四日
海難審判所長　工藤　民雄

登録

登録番号	氏名	登録年月日
二一一五四	猿山　賢司	一一三・　七・二〇
二一一五五	赤嶺　正治	〃・　〃・　〃
二一一五六	松岡　正志	〃・　〃・二五
二一一五七	岡野　浩巳	〃・　八・　八
二一一五八	澤田　将樹	〃・　〃・一七
二一一五九	後藤　周平	〃・　〃・　〃
二一一六〇	尾熊　弘之	〃・　九・二一
二一一六一	湯川　修	〃・　〃・二一

登録抹消

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一四九一	志渡澤博雄	一一三・　九・一三	死亡

国家試験

気象予報士試験の実施
気象業務法（昭和27年法律第165号）第24条の2の規定に基づき実施する第37回気象予報士試験を次のとおり公告します。
なお、この試験の実施に関する事務は、気象業務法第24条の5第1項の規定により指定を受けた財団法人気象業務支援センター（以下「支援センター」という）に行わせます。
平成23年10月14日
気象庁長官　羽鳥　光彦

1　試験日　平成24年1月29日（日）
2　試験地　北海道、宮城県、東京都、大阪府、福岡県及び沖縄県
3　試験科目　予報業務に関する一般知識（大気の構造、大気の熱力学、気象現象、気候の変動、大気における放射、大気の力学、気象現象、気候の変動、気象業務法その他の気象業務に関する法規）、予報業務に関する専門知識（観測の成果の利用、数値予報、短期予報・中期予報、長期予報、局地予報、短時間予報、気象災害、予想の精度の評価、気象の予想の応用）、気象概況及びその変動の把握、局地的な気象の予報、台風等緊急時における対応
4　受験資格　受験資格の制限はありません。
5　受験手続
(1)　受験に関する書類
ア　受験申請書　気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第16条第2項の規定により支援センターが定める受験申請書に所定の事項を記入して提出して下さい。受験申請書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない方は、外国人登録原票）に記載されている文字を使用して下さい。
イ　写真　申請前6月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した上三分身の縦5センチメートル、横4.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載し、支援センターが定める試験整理票に貼り付けた上、同整理票に所定の事項を記入して、受験申請書とともに提出して下さい。
(2)　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、平成23年11月14日（月）から12月2日（金）までに支援センターに提出して下さい。
イ　受験に関する書類の提出は、直接持参又は郵送（特定記録郵便）によるものとします。
ウ　直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後4時までです。
エ　郵送による場合は、アの期間の消印のあるものに限り受け付けます。
オ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めません。